大阪府教育委員会 教育長 橋本 正司 様

> 大阪府教職員組合 中央執行委員長 百濟 喜之 栄養教職員部長 西村 ゆり子

2021年度栄養教職員部要求書

大阪府教職員組合は、栄養教諭・学校栄養職員の労働条件の改善のため、下記の事項を貴委員会に対し強く求めます。

記

1. 適正配置等による業務負担解消

栄養教職員が給食管理及び食教育を充分に実施しつつ、業務負担の解消をはかるため、標準定数法通りの配置や、計画的に新規採用者を確保、また、4月当初の繁忙期における適正な人員配置等が重要である。臨時技師を解消し定数通りに正規職員が配置されるように採用人数を増やすなど栄養教諭に負担がかからないよう適切な措置を講ずること。

2. 加配栄養教諭の増員

子どもが減り栄養教諭の定数配置が減少し一人当たりの給食管理への負担が大きく、食教育をおこなう時間の確保が困難になっている。特に、学校数の少ない市町村では、定数減の影響が顕著である。また、大規模給食センター勤務の栄養教職員の食教育の負担は、一人当たり 100 クラスを超える場合もある。食に関する指導の対応加配を増員するなど、その負担を軽減すること。

3. 食物アレルギー対応の人的配慮について

栄養教職員が未配置校、兼務校、担当校のアレルギー対応をおこなっている実態がある。現状が分からないままの対応は、仕事の負担が増えるだけでリスクは減らず、中途半端な対応となる。また、アレルギー対応や衛生管理に市町村独自で栄養士を配置するなどの対応をおこなっているところもある。栄養教職員が過度の負担やリスクを負うことなく、すべての子どもに安全な給食を提供できるよう人的措置をおこなうなど、就労環境を整えること。

4. 多忙化の解消にむけて

日頃の食生活の危機的状況から生涯にわたった食教育の必要性が提起され、栄養教諭制度が創設されたが、定 数配置は学校栄養職員の時のままである。その状況で、食教育や食物アレルギー対応は未配置校においても必要 とされ、職務内容は在籍校だけにとどまらない。さらに、小中一貫校や義務教育学校などでは給食方式のちがい や成長段階に応じた食教育のちがいが業務内容を複雑にし、多忙化を加速させている。多忙化解消にむけ人員配 置等、業務負担の軽減方策を講じること。

5. 中学校給食実施について

中学校給食の実施については「全員喫食」「完全給食」「単独校方式」など教育的意義をふまえたものであることが重要である。そして、学校給食の目標に沿う、生きた食教育になるような実施方法でなければ学校給食とは

言えない。中学校給食を実施する市町村には、小学校の栄養教職員が中学校の業務を兼ねておこなうことがないよう、年度当初から中学校に配置するなど、過重な負担を軽減する方策を講ずること。

6. 休暇休業制度を利用しやすい環境づくりについて

定数内・産育休・短時間勤務・病休等の代替栄養教職員がつかない状況が多数の市町村で起きている。速やかに代替が確保できるよう、府教委は大学・専門学校に登録を呼びかけるなどの人員確保の措置を講じるなど、栄養教職員が休暇休業制度を利用しやすい環境づくりに努めること。

7. 兼務や担当校等による労働過重の解消、職務内容の適正化

未配置校に係る業務や民間委託された学校における業務は大変な労働過重であり、給食室での事故やヒューマンエラーに繋がりかねない。また、在籍校で求められる食教育の要望に対応できなくなるなどの弊害もおきている。過重な負担を軽減する方策を講ずること。

8. 臨時技師の待遇改善

子どもたちにとって継続した「食教育」を保障することは、きわめて重要である。栄養教諭が産前・産後休暇や育児休業、病気休暇などを取得する際、代替者のうち「栄養教諭免許状」所持者には「教育職給料表」を適用すること。

9. 食物アレルギー対応の研修

食物アレルギー対応について、管理職をはじめとしたすべての教職員を対象にした研修の実施、ガイドライン 周知など適切な措置を講ずること。

10. 合理的配慮に関わる給食対応について

「医療的ケア児およびその家族に対する支援に関する法律」が施行され、給食における合理的配慮の対応が必要だが、現在は各学校・センターにおいて模索しながら対応している状況である。合理的配慮を必要とする子どもたちが、安全・安心に学校生活を送ることができるよう、教職員を対象とした研修の実施など、適切な措置を講ずるとともに、事例を市町村に示すこと。

11. 評価・育成システムについて

栄養教諭の職務内容については、給食室内や給食センターで業務にあたっている場合など、その仕事ぶりを評価者が見る機会は少ない。また、献立作成や物資選定など市町村全体での業務や、兼務校・担当校などでの食教育・アレルギー対応など、在籍校以外での業務を評価者が実際に見て評価することはない。また、子どもたちの「自立自己実現の支援」は栄養教諭にとっても重要な課題と考えているが、特に給食センター勤務の栄養教諭にとっては、子どもたちが目の前にいないことから、能力を発揮することは困難な状況にある。制度本来の目的・趣旨をゆがめる「教職員の評価・育成システム」の評価結果の給与への反映はやめること。

12. 妊娠時の職務軽減措置について

新たに創設された栄養教職員の妊娠時軽減措置について、市町村へ周知し、円滑に運用されるように利用しやすい環境づくりに努めること。

13. 教員免許状更新について

栄養教諭の免許状更新講習実施校が少ない実態がある。全員が受講できるよう、講習の実施時期、実施予定校など、大阪府教育委員会のもつ更新講習に関する内容について、できる限り早期に情報提供などをおこなうこと。

14. 指導栄養教諭の役割について

指導栄養教諭の職について、後進の育成・栄養教諭の資質向上の指導のほかに、未配置校への指導やアレルギー対応などの業務により、労働過重とならないように配慮すること。

15. 再任用制度について

再任用を希望する栄養教諭が、短時間勤務を選択した場合、不在の時間の業務を担う者がいないため、他校の 栄養教職員に業務が転嫁されている実態があり、短時間勤務を選択できない。定数に見合った人的措置をするな ど、他の栄養教職員に過重な負担がかからないよう必要な措置を講じずること。

16. 新規採用栄養教諭指導担当の配置について

新規採用栄養教諭の指導担当は、経験豊富な栄養教諭がおこなうべきであるそのため、専門的な内容については当該地域の他校の栄養教諭が日常業務に加え指導をおこなっている。研修や人的配置等必要な方策を講じ、新任指導を担当する栄養教諭の労働過重を軽減するよう努めること。